

現代真宗伝道の課題

－「違法伝道訴訟」からの試論－

奥田 桂寛

(和文要旨)

本稿は、宗教団体の伝道行為について適法又は違法とされた裁判例を検討し、真宗伝道への影響を検討することで、現代における真宗伝道の実行の基礎とすることを目的とするものである。はじめに、前提となる真宗伝道の教義上の構造を先行研究に依りながら示した。次に、裁判所は、伝道は「信教の自由」で保障されるも「公共の福祉」による制限があり、無制約には行うことは出来ず、違法か否かは「社会的相当性の範囲内か否か」という基準で判断しており、この判断枠組みは今後も宗教伝道に適用される可能性が高いこと、社会的相当性の基準は伝道の態様によって認定要件に緩急が生じること、適法と違法の分水嶺は被伝道者の自由な意思決定を阻害するか否かにあることを指摘した。最後に、裁判所の判断枠組みの真宗伝道への適否と、適用される場合の判断について三つの態様に分類し、それぞれについて試論を提示した。これによって、真宗伝道が違法となる一場面が明らかとなった。

(Summary)

This paper considers previous court decisions regarding the legality or illegality of the propagation activities of religious groups and discusses the implications that these decisions have for the propagation of Shinshu, with the goal of making this a foundation for the propagation of Shinshu in contemporary society. First, based on previous research, I review the doctrinal framework of Shinshu propagation. Following this, I point out that, with regard to the final decision of legality or illegality, the courts have laid great stress on the method of religious propagation activities and the issue of whether or not these obstruct the freedom of thought and decision-making of the people who are targets of this propagation. The freedom to propagate religion is legally guaranteed by the “religious freedom” guaranteed in the constitution, but limitations arise from “public welfare” and such activities cannot be carried out in an unrestrained

way, legality being determined by the social appropriateness of the propagation activities. I point out that these criteria for legality or illegality can be expected to be maintained into the future and that the social appropriateness of propagation being the determining factor of urgency in regard to the form of propagation, Finally, I raise the question of whether this framework for judging legality or illegality will be applied to Shinshu, and in order to consider the response if it is applied, I divide Shinshu propagation activities into three forms and considered each form. As a result, one form of Shinshu propagation activity that may fall into the illegal category has come to light.

1, はじめに

本稿は、宗教団体の伝道行為について適法又は違法とされた裁判例の判断枠組みを検討し、真宗伝道への影響を検討することで、現代における真宗伝道を実行する際の基礎とすることを目的とするものである。近年の真宗学は、龍谷大学大学院における「真宗伝道学」、「実践真宗学」の開設・設置等に見られるように「一人がため」から「十方衆生」へ展開を志向しているといえるが、それに伴い、これまでに顧慮されてこなかったいくつかの教法伝達の課題が表出している。そこで本稿では、その課題の一つと考えられる伝道の際の裁判例・法律との関係を中心に検討し、真宗伝道が適法或は違法とされうる場合を検討し、現代における真宗伝道の基礎としたい。

2, 真宗伝道の構造と課題

(1) 真宗伝道の構造

前提として、真宗伝道の構造を述べたい。真宗伝道の教義的構造に関する先行研究は多くあるが、現在の多数の立場は「自信教人信」に収斂されると理解出来る¹。その内容をまとめると、以下のようになる。

そもそも、『大経』の教えである浄土真宗では、第十八願成就文によって、名号を聞信する一念のところに救済が成立することが示されている（1・43）²。この名号を聞信するこ

¹ 深川宣暢「親鸞教学における伝道の今日的課題と可能性」（『真宗学』105・106号、2002年、299頁から318頁）、深川宣暢「真宗伝道学方法論の考察—真宗教義と伝道学の方法—」（『真宗学』119・120号、2009年、231頁から247頁）、貴島信行「真宗伝道における自信教人信の意義」（『真宗学』129・130号、2014年）等。この他、「実践」に関する原理を述べた研究として杉岡孝紀「真宗他者論(1)実践真宗学の原理としての〈他者〉」（『真宗学』129・130号、2014年、233頁から250頁）がある。

² 浄土真宗本願寺派総合研究所教学伝道研究室〈聖典編纂担当〉編『浄土真宗聖典全書』（一）三経七祖篇、43頁（原漢文）。以下、特に断りの無い限り本文中に巻数とページ

とについては聞即信の意が述べられ(2・662)、その「聞」とは、「仏願の生起本末を聞きて疑心あることなし」(2・94)と、本願が起こされた理由とその本願の始終を聞くこととされる。そして、かかる救済を完成させる主体について見ると、「小慈小悲もなければ」(2・531)との述懐からは、親鸞自身及び十方衆生は救済の主体となることは想定出来ない。もっとも、第十七願の成就によって十方諸仏により名号が伝わった、ひろまることが担保され(2・691)、また「弥陀の廻向の御名なれば 功德は十方にみちたまふ」(2・519)と、如来から廻向された名号の功德は十方世界にみちているとされているから、救済を完成させる主体は、衆生ではなく如来でありその名号ということになる。この名号を信受した者が「金剛の真心」の人である真仏弟子である。「信巻」・真仏弟子釈では、御自釈に続き『大智度論』、『般舟讚』等によって「知恩報徳の益」が、『大経』、『大悲経』等によって「常行大悲の益」がそれぞれ証され、それぞれ『般舟讚』引文(2・101)、『大悲経』引文(2・101)にて仏徳の讃嘆であることが示され、その後『往生礼讚』(初夜偈)(『集諸経礼懺儀』とされる)が引用され「自信教人信」の文が置かれている。この流れより、救済の主体である名号が「伝わり、ひろまる」ことは第十七願成就文に根拠づけられてはいるが、具体的に「伝え、ひろめる」のは、信心の人である「真仏弟子」において「自信教人信」が実践され、仏徳を讃嘆することで実現されると考えられている。

思うに、浄土真宗の教法は阿弥陀仏の救済構造とも言い換えられるが、この救済は信心一つで成立する(「自信」)。この自信の者によって、仏徳の讃嘆を通じた救済情報の伝達が行われ、これを契機として他者にも「自信」が生じる(「教人信」)。すなわち、「自信」とその必然の展開としての「教人信」が生じ、救済が普くひろまるという構造が看取できる³。よって、真宗伝道とは「十方衆生」が現生にて「正定聚」に就くことを目指した救済情報の伝達活動ということが出来る。

(2) 真宗伝道の課題

上記の内容を持つ真宗伝道は、口演、文書、視聴覚等様々な表現形態で行われることになるが、それが私達の社会の中で行われる以上、他者を害することは許されない。例え

数を記す。(『聖典全書』(二)についても同様の表記とする)

³ 近年、新たな方法として注目されている「グチコレ」という活動がある。これは、「街行く人々の愚痴を聞き、集め、サイトで公開していく活動である」とされ、これによって愚痴をこぼす場所を提供し、或は他者の愚痴に共感することで気持ちを軽減することを目的としているとされる。

(http://tarikihongwan.net/collection_staff、2018年9月18日参照)。この活動形態を「伝道」とするか「実践」とするかは、更なる検討が必要であると考えられる。

ば、伝道に伴い他者の生命、身体、財産等を侵害する場合、民事法・刑事法上の責任を問われることはこれまでの判例⁴をみても十分に肯首できる⁵。すなわち、宗教上の伝道行為であっても法律等の制約を受け、それは真宗の伝道であっても例外ではない。従って、真宗伝道においても常に法律等との関係を考慮しなければならない、同じく裁判所の判決等によって運用されている法理についても、真宗伝道への適否を検討しなければならない。ここに真宗の伝道と法律との関係の一端を見出すことが出来るのである。

では、裁判所の考え方は真宗伝道に適用されるのか、されるとすれば適法と違法の分水嶺はどこにあるのか。この点は現代での真宗伝道に際しても十分に踏まえておく必要があり、その検討がなされなければ自由な伝道活動はもはや成り立たないと言わなければならない。しかしながら、現時点ではこのような境界線を検討した先行研究は管見の限り見当たらない。よって、かかる分水嶺を明らかにする事は、現代における真宗伝道の大きな課題の一つとすることが出来るであろう。

これとの関連で、宗教団体の伝道を違法とした事例として平成 12 年 9 月 14 日広島高裁岡山支部（LEX/DB 文献番号 28062106）がある。これは、「社会的に相当でない」伝道・勧誘活動によって教団へ入会し、違法な活動に従事させられた等として、教団脱退後の元信者らによって教団が訴えたという裁判であり、同時に宗教団体の教化伝道活動自体を違法と認定した初の事例であって、最決平成 13 年 2 月 9 日（公刊物未掲載、平成 12 年（オ）第 1913 号）によって確定した。この事件をきっかけに宗教教団の伝道を違法と認定する判決が続々と出されている（以降、これらの訴訟を「違法伝道訴訟」と呼ぶ）。

これらは真宗教団に関する事例ではないため、一見すれば真宗伝道に無関係なように見えるかも知れない。しかし、個別具体的な事例に対して出された判例は、同種の事件においては同種の解決を図るべきという法的安定性ないしは平等の要請から類似の事案にまで適用され、また裁判例も類似の事案の基礎資料とされ、裁判所が類似事件について過去の裁判例を全く無視することはおよそあり得ないとされている⁶。とすれば、宗教伝道という点で共通する真宗伝道にも、紛争が生じた場合にはこれらが考慮される可能性が高く、検討の必要性が認められるといえよう。

⁴ 本稿では最高裁判所の判決を「判例」と呼び、地裁、高裁等の判決を「裁判例」と呼ぶこととする。

⁵ 宗教上の行為が罪に問われた著名な事例として、僧侶が病氣治癒のために加持祈禱を行ったが、患者を死亡させた事について、宗教上の行為も絶対無制約ではなく、刑法上の罪責を問われるとされた最判昭和 38 年 5 月 15 日（百選 1・41、刑集 17 卷 4 号 302 頁、判時 335 号 11 頁）がある。

⁶ 山田卓生「日本における判例拘束性」（『中大法学新報』106 卷 11・12 号、75 頁、81 頁、1997 年）

(3) 検討の方法について

ただし、ある判例・裁判例の結論が他の事例にそのまま当てはめられ運用されるかと言えば、必ずしもそうではない。そもそも裁判は、個々の具体的な事例の解決を使命とする⁷。それだけに、具体的な判決をし、法律の解釈として一般的な法理を宣明することは、ある特定の事実関係を前提とした場合の準則といえる。その法理はあくまで個別的な事件の個別的な事実関係の上に成立したものであるという制約があり、必ずしも一般性を持つわけではないのである。他方で、宣明された法理が当該事件を超えて広がることもまた予想される事態である。そこで、判例・裁判例の検討においては、どの程度まで類似する事件に利用できるかについて、判断枠組み・基準、重視された事実、他の裁判例等との関連等の検討を要する。これによって別の事実関係にも利用できるか否かの手がかりが得られ「将来の裁判所の判断の予測を行うこと」⁸が出来るのである。なお、その際に最も影響力を持つのは最高裁判所の判決ではあるが、地裁・高裁等の判決からも一定の指針を見出すことが出来る。そこで本稿では、違法伝道訴訟の各裁判例を参考に、裁判例の判断が真宗伝道にも利用されるか、出来るとして違法とされる場合を試論として提示したい。

3、違法伝道訴訟における適法と違法の分水嶺

(1) 違法伝道訴訟の概要と判例・裁判例の状況

全国各地で提起された違法伝道訴訟は、一般人であった原告が、数回に渡る執拗な勧誘・教化（以下、「伝道」と呼ぶ）行為によって宗教団体である被告に入信したことにより、教団の活動への従事、献金等の出捐をそれぞれ強制されたとして、脱退後に人格権及び財産権侵害等について不法行為に基づく損害賠償請求を求めたという点で、ほぼ共通する。伝道に関する認定事実を見ると、例えば名古屋地判平成10年3月16日(判時1679号62頁)によれば、原告は、教団の勧めにより教団名等を隠した「セミナー」を数回受講したが、その際に教団の構成員によって教義を利用した害悪が告知され、救いを求めて各種研修を受講する原告に、入信まで数回にわたり執拗に説得がなされたという事実が認定されており、ほとんどの事案で、概ね同様の心理的強制が課せられた伝道が行われていたことが窺われる。かかる違法伝道訴訟については、すでに先行研究において違法性が肯定された事

⁷ そこに公平性・妥当性が求められることは言うまでも無い（加藤一郎「はしがき『判例の拘束力』について」（加藤一郎、平井宜雄『民法の判例（第2版）』（ジュリスト増刊2号、有斐閣、1971年、2頁）で強調される。）

⁸ 中野次雄編『判例とその読み方 三訂版』（有斐閣、2009年、124頁）

例について触れられているが⁹、そこに取上げられていないものや、以降に出た判決も多くあるため、はじめに基礎資料を整理しておきたい。大きくは、伝道教化行為そのものの適法性が問われる事案、教化にともなう献金の勧誘の適法性が問われる事案に大別出来るが、前者は肯定・否定の双方の事例がある。

まず、①伝道そのものの適法性が問われる事案のなかで、違法性が否定された事例として、前述の名古屋地判平成10年3月16日、岡山地判平成10年6月3日公刊物未掲載（平元（ワ）第798号）がある。これに対して、違法性が肯定された事例として、前述の広島高等裁判所岡山支部平成12年9月14日、札幌地判平成13年6月29日（判タ1121号202頁）等¹⁰がある。次に、②伝道にともなう献金の勧誘の適法性が問われる事案として、福岡地判平成6年5月27日（判タ880号247頁）、神戸地判平成7年7月25日（判時1568号101頁）等、近年では非常に多くの例が見られる¹¹。

この点、真宗伝道は親鸞教義に基づくことが求められると考えられるが、前述の構造からは献金等の金銭の出捐を求める内容は見出すことが出来ない。従って、当面の課題としては①を中心に検討し、伝道の適否の分水嶺を明らかにすべく違法性についての否定例と肯定例を比較した上で、先行研究よりも広い視点から検討を行いたい¹²。

(2) 違法性が否定された裁判例

では、①伝道そのものの適法性が問われた裁判例について違法性の判断基準、重視された事実を中心に見てみよう。多くの判決では伝道行為を違法と認定しているが、違法性を否定した例も少なからず存する。例として、前述の名古屋地判がある。まず、伝道が信教

⁹ 藤原究「宗教団体の伝道活動における民事責任についての考察」（早稲田大学大学院『法研論集』（121号、2007年、181頁から186頁）

¹⁰ その他、新潟地判平成14年10月28日（LEX/DB 文献番号28080964）、札幌地判平成24年3月29日（LEX/DB 文献番号25481843）等

¹¹ 東京地判平成9年10月24日（判時1638号107頁）、奈良地判平成9年4月16日（判時1648号108頁）、東京高判平成10年9月22日（判時1704号77頁）、大阪高判平成11年6月29日（判タ1029号250頁）、福岡地判平成11年12月16日（判時1717号128頁）、福岡地判平成12年4月28日、大阪地判平成12年11月13日（判例タイムズ1084号200頁）、東京地判平成12年12月25日（判タ1095号181頁）、大阪地判平成13年11月30日（判タ1116号180頁）、京都地判平成14年10月25日（判タ1126号186頁）、東京地判平成18年10月3日（判タ1259号271頁）、東京地判平成19年5月29日（判タ1261号215頁）、東京地判平成20年1月15日（判タ1281号222頁）、福岡地判平成22年3月11日（LEX/DB 文献番号25464088）、福岡地判平成23年2月28日（LEX/DB 文献番号25481228）、福岡高判平成24年3月16日（LEX/DB 文献番号25481229）、東京地判平成25年11月27日（LEX/DB 文献番号25516377）等。これらは違法性が認定されている。

¹² なお、違法伝道訴訟では、いわゆるマインドコントロールについても問題となったが、広島高裁岡山支部判決において、「不法行為が成立するかどうかの認定判断をするにつき、右概念を道具概念としての意義をもつものとは解されない」とし、また札幌地判でも違法性の判断の際に考慮されていないところから、本稿ではこの問題は扱わないこととする。

の自由で保障されることを明確にし、勧誘教化行為の違法性の判断基準として、

当該宗教を広めるための勧誘・教化、信者の活動への従事、献金行為は、社会的に正当な目的に基づいており、方法、結果が社会通念に照らして相当である限り、宗教法人の正当な宗教活動の範囲内にあるものと認めるのが相当であるが、社会的に相当な範囲を逸脱しているような場合には違法となる。

と、①目的、②方法、③結果が社会的相当性の範囲内か否かという基準（以下、「社会的相当性の基準」よ呼ぶ）を示す。そして、①目的については「教義を布教するための勧誘、教化行為であり相当とし、③結果については、献金額、頻度等は、原告の年齢、知識、経歴等から「社会常識に反し、あるいは、合理性を欠くと見るべき特段の事情はない。」と、相当性も認定して伝道行為の違法性を否定した。ここで注目されるのが②方法である。まず伝道の際に、宗教性を秘匿したことについては「道義上の問題を残すとしても、(中略)いまだ社会的相当性を逸脱」してはいないとする。そして、

被告の教団名は途中で開示され、研修に通うことについて特段の強制はなく、外部とは物理的な方法等による遮断はない。また、勧誘にあたり薬物の使用、物理的・身体的な強制力もない。(中略)原告は、信仰を受容する過程において、各段階で自ら宗教的な決断をしている

とし、社会的相当性の範囲内とした。ここでは各勧誘行為について個別に判定する方法を採り、各段階での物理的・身体的な強制力の有無、原告の行為の自発性を重視しており、この手法は、前述の岡山地判平成10年6月3日でも踏襲されている

(3) 違法性が肯定された裁判例

次に、違法性を肯定した事例の特徴を見てみよう。先の岡山地判の控訴審である広島高決岡山支部平成12年9月14日では、判断基準については、

勧誘・教化する布教行為、信者を各種宗教活動に従事させたり、信者から献金を勧誘する行為は、それらが社会通念上、正当な目的に基づき、方法、結果が、相当である限り、正当な宗教活動の範囲内にあるものと認められる。

と、違法性を否定した名古屋地判、岡山地判と同じ社会的相当性の基準を用いている。また、重視された点としては、

個々の行為をみると、控訴人は主観的には自由意思により決断しているようにみえるが、全体として、また客観的にみると、被控訴人は、ことさらに虚言を弄して、正体

を偽って勧誘した後、欺罔によって徒に害悪を告知し、控訴人の不安を煽り、困惑させ、控訴人の自由意思を制約し、執拗に迫って献金させ、その延長として、さらに宗教選択の自由を奪って入信させ、控訴人の自由に生きるべき時間を奪った。

と、対象となる勧誘・教化行為は個別的に見るのではなく、最初の勧誘から各段階の行為全体を総合して判断すべきことが示され、その結果、教団の一連の行為は目的、方法、結果が社会的に相当と認められる範囲を逸脱して違法であると評価され、この判断が上告審である最決平成13年2月9日で確定した¹³。

また、札幌地判平成13年6月29日は、名古屋地判でも明言されていたように、一般に、宗教の勧誘、献金、活動への参加を求めることは「信教の自由」（憲法20条1項）によって保障されるとして法的な位置付けを明確にし、「自ずから内在的な制約があることを免れない。」と、信教の自由で保障された活動であっても、内在的な制約があり、無制約に行うことは出来ないことが示される。では、その限界がどこにあるかと言えば、次のように述べる。すなわち、

それらの宗教活動が、社会通念に照らし、外形的客観的にみて不当な目的に基づくものと認められ、また、その方法や手段が相当と認められる範囲を逸脱し、その結果、相手方に損害を与えるおそれがあるような場合には、(中略) 信教の自由としての保護の域外にあるものとして、違法性を有すると判断すべきものである。

と、従来の社会的相当性の基準を踏襲し、目的については一連の行為を外形的客観的に観察するという方法を採用し、結果については、費用の出捐や無償での労務の提供などの結果が生じていると認定した。ここで注目すべきは、伝道の際、特定の宗教教義の伝道であることをことさら秘匿している事実について次のように述べている。

宗教上の信仰の選択は、単なる一時的単発的な商品の購入、サービスの享受とは異なり、その者の人生そのものに決定的かつ不可逆的な影響力を及ぼす可能性を秘めた誠に重大なものであって、そのような内心の自由に関わる重大な意思決定に不当な影響力を行使しようとする行為は、自らの生き方を主体的に追求し決定する自由を妨げるものとして、許されないといわなければならない。(中略) 伝道の方法としては許容し難い不公正な方法であるとの批判を免れない。

と、宗教上の信仰の選択は重大なものであることを強調し、提示する教義が特定の宗教の

¹³ 新潟地判平成14年10月28日も同様の判断方法に基づき、違法性を認定している。

ものである事を示す必要性を説き、宗教性を秘匿した事実を重く見ている。

次に、札幌地判平成 24 年 3 月 29 日 (LEX/DB 文献番号 25481843) では、同じく社会的相当性の基準を用い、宗教性を秘匿した点を重要視し「自由意思を歪めて信仰への隷属に導く不正なもの」とした。そして、

これら不公正な伝道・教化活動は、原告らに財産を差し出させ、原告らを集金活動に従事させるという特異な宗教的実践を強制するものであり、客観的にみれば(中略)経済的利益を獲得する目的で行われたといわざるをえない。原告らに対する伝道・教化活動と同様の手法で、経済取引の勧誘が行われたとすれば、そのような勧誘はわが国の法律では取締りの対象とさえなる

と、「結果」を特に考慮せず、目的と方法のみから社会的相当性を欠き違法と判断した。

(4) 教化にともなう献金の勧誘の適法性が問われる事案

この訴訟では、伝道の一環として行われた献金勧誘行為が違法なもので、財産権を侵害するか否かが問題となった。典型例として福岡地判平成 6 年 5 月 27 日があり、以降に踏襲されている。ここでは、献金勧誘行為等について、

一般に、特定の宗教の信者が存在の定かでない先祖の因縁や霊界等の話を述べて献金を勧誘する行為は、その要求が社会的にみても正当な目的に基づくものであり、かつ、その方法や結果が社会通念に照らして相当である場合には許される。

と、伝道上での献金勧誘を認めた上で、社会的相当性の基準を採用した。但し、目的については、教義中に献金を説く部分があった場合「それが違法な手段をもって」なされる場合で無い限りは「教義自体を違法なものということとはできない」とし¹⁴、

当該勧誘態様が相手方に害悪を告知し殊更に相手方の不安、恐怖心をあおるなどして意思の自由に制限を加え、相手方の資産状況や生活状況に照らして過大な出捐をなさしめたと認められるような場合には、(中略)違法となる。

と、方法、結果を重視している¹⁵。

(5) 違法伝道訴訟の考察

違法伝道訴訟における事実関係は、いずれの事例もほぼ同じであるから、適法と違法を

¹⁴大阪地判平成 13 年 11 月 30 日 (判タ 1116 号 180 頁) も踏襲する。

¹⁵ 東京地判平成 18 年 10 月 3 日も踏襲する。

分けたのは判断方法とその内容ということになる。

まず全てに共通するのは、伝道・勧誘は「信教の自由」で保障されているが、「公共の福祉」による制約があり無制約に行うことは出来ず、社会的相当性の範囲内という基準で違法性を判断するという判断枠組みが採られていることである。従って、これは宗教の伝道一般について適用される枠組みであると考えられる。

次に個別に見ると、違法性を否定した名古屋地判、岡山地判は、伝道行為が社会的相当性の範囲内か否かという基準を用い、被告の伝道行為については、各段階の行為を個別的に捉える方法を用いて相当性の判断を行っている点に特徴が見られる。そして、その判断では、特に原告の意思決定プロセスが自発的なものであったか、物理的・身体的強制力を伴うものではなかったかを重視している。

これに対し、違法性を肯定した広島高判岡山支部では、名古屋地判と同じ社会的相当性の基準を用いつつも、その判定において、対象となる行為を個別的に見るのではなく、一連の行為から全体的客観的に判断する方法を採り、判断方法に変化が見られる。もっともこれは、個々の行為は被伝道者が自由意志によったように見えるが、全体的客観的にみれば、欺罔や害悪の告知によって不安困惑に陥れ、被伝道者の自由意思を制約する一連の行為であると認定されたからで、判断方法が異なっても、被伝道者の自由な意思決定があるか否かを見ようとする名古屋地判の姿勢を承継するものと捉えうる。そして個々の行為を個別的に見るだけでなく全体を捉えて判断する理由は、各勧誘行為が一連の行為としてあらかじめ用意されていたからである。とすれば、単発的な伝道や勧誘行為が一連のものとしてなされるのではない場合には、個々の行為を個別的に判断する余地を残している。また、意思決定の際、物理的・身体的強制力はないが害悪の告知等で不安を煽り心理的な強制力を働かせている点も加味し、原審よりも多くの事実を取り込んで判断している点も特徴的と言える。

次に、札幌地判では同じ判断枠組みを用いた上で、社会的相当性の判断において特に「結果」については「その結果、相手方に損害を与えるおそれがあるような場合」と未必の損害で足りるとして、広島高裁よりも成立要件を緩く設定している。この理由の一つとして、名古屋地判が単に道義的問題に過ぎないと捉えていた伝道に際する宗教性の秘匿を重大視し、宗教名を秘匿したままの伝道行為も宗教上の信仰の選択に重大な影響を与えるため相当性を欠き「許容し難い不公正な方法」と評価したこととのバランスを図るためと推察される。これは、同じく札幌地判平成24年3月29日も、宗教性を秘匿した点を重要視して

「結果」を考慮せず、目的と方法のみで相当性を判断していることから肯首しうると言えよう¹⁶。すなわち、社会的相当性の基準は「社会的」に「相当」という曖昧さを孕みつつも、重視する事実によって判断項目を変動させ柔軟に対応することで事案の妥当な解決を図ったものと見ることが出来る。しかし、仮にそうだとすれば、違法性の比較的低い伝道行為については、逆に要件が厳格になる場合もあり得ることに留意すべきである。

また、献金の勧誘行為を争う事例と比較すれば、社会的相当性の基準を用いても伝道行為そのものではなく伝道行為後の献金の勧誘を争う点、および献金という結果を争う以上「結果」を必ず考慮要素へ取り込む点、献金が教義に組み込まれていた場合は、献金の「目的」の当否の判断はそのまま教義の当否の判断となり裁判所の判断権を超えるためか方法・結果を重視するという点で異同が見られる。もっとも、献金の勧誘が「信教の自由」で保障される点、不相当な方法によって原告の自由意志を侵害している点では共通であり、先行研究も指摘するように¹⁷、実質的には宗教選択の自由が侵害されたか否かが加わるという違いに過ぎないといえる。

以上を整理すると、まず裁判所の判断枠組みとして、伝道等は「信教の自由」で保障されるが「公共の福祉」による制限があり無制約には行うことは出来ず、違法か否かは「社会的相当性の範囲内か否か」という基準が用いられている。そしてこれは現時点である程度の積み重ねがあるため、今後も宗教伝道に適用される可能性が高い。次に、社会的相当性の基準は、事案に応じて判断項目が変動し柔軟に対応する性質を持つが、違法性の比較的低い行為については、逆に要件が厳格になる場合もあり得る。さらに、違法性が認定された事例の特徴は、違法性の判断方法について個別的行為のみを判断する方法から一連の行為全体を見て判断していること、被侵害者の自由な意思決定を重視し、物理的・身体的強制力だけでなく心理的強制力の有無をも加味していること、また、伝道に際する特定の宗教性の秘匿を重要視していることが挙げられる。これらはいずれも被伝道者の自由な意思決定が制限されていたかを判断するものであるから、判断の要となるのは被伝道者の自由な意思決定の確保とすることが出来る。

よって、伝道に際して被伝道者の自由な意思決定を制限したと言えるか否かが、裁判所における伝道行為の適法性と違法性の分水嶺になっていると考えることが出来る。

¹⁶ 控訴審の札幌地判平成25年10月31日(平成24年(ネ)第332号)では、「一般に」として、社会的相当性の基準を採用し、目的、方法、結果が社会通念上相当な範囲を超えるか否かという判断枠組みを示している。

¹⁷ 藤原究「前掲論文」、189頁

4、真宗伝道への適否についての試論

では、かかる一連の裁判所の判断は、真宗伝道にいかなる影響を与えるであろうか。真宗伝道への適否とその場合の判断についての試論を提示してみたい。

まず、同じく宗教伝道という点で共通し真宗伝道も「信教の自由」で保障される活動と考えられるから、真宗伝道にも上記の判断枠組みが援用される可能性が高いと考えられるが、その場合、問題となるケースは三つに分類が出来る。①一般的な真宗伝道の場合、②明白に相当性が欠けるような場合、③②には至らないが、相当性が問題となり得る場合である。

そもそも真宗伝道は、前述の通り仏徳讃嘆であり、それを通じて行う救済情報の伝達活動という側面を有する。そしてその目的がどこにあるかといえば、「苦」から十方衆生が救済されるためといえる。従って、経済的利益の獲得という考え方は真宗教義からは導出されない。よって、一般的な真宗伝道では、裁判例で認定されたような「専ら資金獲得のため」等という事態は想定されない。また、方法の相当性との関係で重要となるのは被伝道者の自由な意思決定への制約の程度であった。この点、真宗伝道はその内容として阿弥陀仏による救済が示されることになるため、宗教性を秘匿して行うことは構造上困難である。また、真宗伝道での救済情報は様々な方法で表現されるが、いずれの場合でも仏の徳を讃嘆することが中心となるから、被伝道者の自由な意思決定への干渉は生じ難く、被伝道者が持つ浄土真宗を選択するか否かという意思決定を制限するものとはなり難い。従って、その結果としてかかる伝道によって浄土真宗を選択したとしても、通常は社会的相当性を逸脱することはないと考えられる。よって、違法伝道訴訟の影響は、①一般的な真宗伝道においては小さく、仮に適用されたとしても違法と判断される可能性は非常に低い。

しかし、例えば浄土真宗であることを秘匿して伝道することで被伝道者の宗教選択の自由を侵害するような場合、法話等で六道の内容を説く際に地獄等の恐怖をことさらに強調して畏怖させ被伝道者の自由な判断を奪う様な場合、それらに基づいて不当に過大なお布施を要求するような場合、或は伝道の際に他者の権利を侵害しそれ自体が違法と評価されるような場合は、②明白に相当性を欠くと考えられるため違法と判断される可能性が高い。

では、③相当性が明白に欠けるには至らないような場合、どの様に判断されるであろうか。例えば、目的の中に教義の伝道と利益の獲得が混在し、積極的に害悪を告知或は恐怖心を煽る様な方法ではなかったが、被伝道者が特に畏怖しやすい人物等の事情から、結果として自由な意思決定が制限された様な場合である。この場合も「社会的相当性」の基準

が援用されると考えられるが、検討した裁判例の考え方に従えば、伝道行為の悪質性が高くなければ伝道者側の「信教の自由」を尊重すべく、判断項目とその相当性の判断がやや厳格になされると考えられる。すなわち、目的、方法、結果に加え、時刻、場所、所用時間・回数、伝道者・被伝道者のそれぞれの事情や状況等より細かな多くの事情を基礎として、より慎重かつ厳格に相当性が判断され、状況にもよるが相当性を欠きそれ自体が犯罪を構成する様な場合で無い限りは違法となる可能性は低いと考えられる。

5、おわりに

以上、「違法伝道訴訟」における判断の特徴を検討し、真宗伝道への適否とその試論を提示した。その結果、通常真宗伝道が違法となる可能性は低い、明らかに相当性が欠ける場合は違法と認定されうる、それまでには至らないが相当性が問題になり得るような場合、より厳格な基準で判断される可能性が高いことを試論として提示した。これらは、極めて常識的な結論に過ぎないかもしれない。しかし、それは妥当な結論であることの証左ということが出来る。なぜなら、司法権は宗教の教義の当否には立ち入ることは出来ないため、その行為は社会通念、すなわち社会常識に基づいて判断されるからである。

但し、残された課題は多い。真宗伝道は救済情報を表現するのであるから「表現の自由」（憲法 21 条 1 項）でも保障されると考えられる。とすれば、関連する判例の検討によって、法話等で単なる「心得」として誠められてきたプライバシー侵害や名誉権侵害について法的な成立要件が明確になると考えられるが、かかる検討は今後の課題としたい。

【主要な参考文献】

- ・ 櫻井義秀 「「宗教被害」と人権・自己決定をめぐる問題」(『現代社会学研究』15号、63頁から81頁、2002年)
- ・ 藤原究 「宗教団体の伝道活動における民事責任についての考察」(早稲田大学大学院『法研論集』(121号、2007年、175頁から199頁)
- ・ 深川宣暢 「真宗伝道学方法論の考察 ―真宗教義と伝道学の方法―」(『真宗学』119・120号、2009年、231頁から247頁)
- ・ 葛野洋明 「現代における真宗伝道の課題」(龍谷大学仏教文化研究所紀要50号、2011年、77頁から82頁)
- ・ 貴島信行 「真宗伝道における自信教人信の意義」(『真宗学』129・130号、2014年、149

頁から 166 頁)

- ・吉田克己「宗教団体による違法な勧誘行為」(『別冊ジュリスト 消費者法判例百選』有斐閣、2010 年、247 頁)
 - ・中野次雄編『判例とその読み方 三訂版』(有斐閣、2009 年)
 - ・山田卓生「日本における判例拘束性」(『法学新報』103 卷 11・12 号、75 頁から 104 頁、1997 年)
- その他、註掲載の判例雑誌の解説

キーワード: 真宗伝道、違法伝道訴訟、信教の自由、違法な伝道

Keywords: Shinshu propagation, litigation of illegal religious propagation activities, religious freedom, illegal propagation